

< 廃棄物処理施設の維持管理計画 >

- 1 処理水の水質について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
 浸出水については、浸出水処理施設において最終処分場基準省令で定める排水基準に適合するまで処理した後、河川へ放流せず、処分場内で循環利用する。
 処理水の水質については、下表のとおりとする。

表 処理水の水質基準（排水基準）

項目	基準	項目	基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	ほう素及びその化合物	50mg/L 以下
		ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg/L 以下*
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下		
有機燐化合物	1mg/L 以下		
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	水素イオン濃度	5.8~8.6
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	生物化学的酸素要求量	60mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	化学的酸素要求量	90mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	浮遊物質量	60mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下		
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	フェノール類含有量	5mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	銅含有量	3mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	亜鉛含有量	2mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下	クロム含有量	2mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下	大腸菌群数	3000 個/cm ³ 以下
チオベンガルブ	0.2mg/L 以下	窒素含有量	120mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下	燐含有量	16mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

※ アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

2 処理水の水質の測定頻度に関する事項

浸出水処理水の水質の測定頻度及び測定項目は、下表のとおりとする。

表 浸出水処理水の測定頻度及び測定項目

測定頻度	測定項目
毎日	pH, 電気伝導率
月1回	BOD, COD, SS, 窒素含有量, 燐含有量, 大腸菌群数, 塩化物イオン濃度
年1回	アルキル水銀化合物, 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物, カドミウム及びその化合物, 鉛及びその化合物, 有機燐化合物, 六価クロム化合物, 砒素及びその化合物, シアン化合物, ポリ塩化ビフェニル, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン及びその化合物, 1,4-ジオキサン, ほう素及びその化合物, ふっ素及びその化合物, アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物, ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量, 動植物油脂類含有量), フェノール類含有量, 銅含有量, 亜鉛含有量, 溶解性鉄含有量, 溶解性マンガ含有量, クロム含有量, ダイオキシン類

3 その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

本処分場の施設管理については、以下のとおりとする。

(1) 貯留構造物の管理

- ① 貯留構造物の損傷を防止するため、埋立作業等に関して貯留構造物を損傷させないための注意や作業方法を定め、作業員に周知する。
- ② 貯留構造物の損傷による事故を防止するため、貯留構造物や周辺地盤を点検して、異常の早期発見に努める。
- ③ 貯留構造物に損傷のあることが判明した際は、補修計画を立てて補修する。

(2) 遮水工の管理

- ① 遮水工の損傷を防止するため、埋立作業等に関して遮水工を損傷させないための注意や作業方法を定め、作業員に周知する。
- ② 遮水工の機能を定期的に点検し、浸出水による公共用水域や地下水汚染防止に努める。
- ③ 遮水工に損傷のあることが判明した際には、散水を停止した上で早急に補修計画を立てて補修する。

(3) 雨水集排水施設の管理

- ① 施設の機能を維持し損傷を防止するために、計画的に維持作業や改築作業を行う。
- ② 施設の損傷による他の施設への影響や埋立作業への障害等を防止するため、施設を点検

し異常の早期発見に努める。

③ 施設に損傷のあることが判明した際には、補修計画を立てて補修する。

(4) 地下水集排水施設の管理

① 地下水集排水施設は、集水された水質の監視を主体とした管理とする。

② 施設の損傷による遮水工等への影響・障害などを防止するために、施設の異常を早期に発見するように努める。

③ 施設に損傷のあることが判明した際には、補修計画を立てて補修する。

(5) 浸出水集排水施設の管理

① 浸出水集排水施設の損傷を防止するため、埋立作業等に関して浸出水集排水施設を損傷させないための注意や作業方法を定め、作業員に周知する。

② 施設の機能を点検し、浸出水を速やかに集水し、埋立地内に浸出水が滞留することのないようにする。

③ 施設の損傷が判明した場合は、散水を停止した上で補修計画を立てて補修する。

(6) 浸出水処理施設の管理

① 流入水の水量・水質のデータを集積・整理して、年間の変動パターン、散水の影響を把握し、安定的な運転の資料とする。

② 施設の機能を点検して、正常かつ必要な操作・運転ができるようにする。

③ 薬品などの貯留量を把握して必要な注入が行えるようにする。

④ 施設を点検して、早めに補修・修理の手配を行う。

⑤ 処理水の水質データを把握して、異常に対しては早めに対処する。

(7) ガス処理施設の管理

① 施設の損傷を防止するために、埋立作業等に関して施設を損傷させないための注意や作業方法を定め、作業員に周知する。

② 施設の損傷による事故を防止するため、施設を計画的に点検し異常の早期発見に努める。

③ 施設に損傷があることが判明した場合は、補修計画を立てて補修する。